

真のタックスペイヤーをめざす

UENO



令和5年度〈税に関する絵はがきコンクール〉
東京上野税務署長賞受賞者による一日税務署長



NO.513



公益社団法人
上野法人会

<https://www.uenohoujin.or.jp>



公益社団法人上野法人会

第13回通常総会

地域の発展と活力ある法人会を目指して

令和6年6月11日(火)

東天紅上野本店3階「鳳凰の間」
午後5時～ 第一部 表彰状・感謝状 贈呈式
第二部 第13回通常総会
東天紅上野本店8階「ザ・ルーキス」
午後6時05分～ 第三部 懇談会



挨拶 佐藤会長

第一部では役員として20年以上ご奉仕頂いた方1名に表彰状、10年以上ご奉仕頂いた方2名に感謝状、そして会員増強にご協力頂きました7社の代表者に感謝状を贈呈しました。
また、国税庁長官表彰、東京都主税局長表彰を同時に受彰された1名をご披露しました。

表彰状・感謝状 贈呈式

<第一部>



▲竹田様



▲代表 稲垣様



▲代表 村山様



▲司会 上村組織委員長

<表彰状20年以上>

理事
竹田 雅之 様

<感謝状10年以上>

入谷支部下谷東地区
稲垣 晃司 様
谷中支部谷中第二地区
山本 克生 様

<会員増強感謝状>

朝日信用金庫 本店 村山 厚也 様
合羽橋支店 廣瀬 尚徳 様
上野支店 豊田 正弘 様
西町支店 石田 昌弘 様
根岸支店 越川 勝也 様
根津支店 五十嵐雄治 様
大同生命保険株式会社
上野支社 齋藤 俊和 様

<ご披露>

国税庁長官表彰 佐藤 一也 様
東京都主税局長表彰 佐藤 一也 様

第13回通常総会

<第二部>

通常総会は、令和6年3月末正会員数2,474社中、委任状による出席1,396社、会員の本日の出席118社、合計1,278社となり、過半数を超えており適正に成立致しました。



▲議長 佐藤会長



▲永井総務委員長



▲志賀公益事業委員長



▲桜井公益事業副委員長



報告事項

- 第1号報告 令和5年度事業報告の件
- 第2号報告 令和6年度事業計画の件
- 第3号報告 令和6年度収支予算の件
- 議案
- 第1号議案 令和5年度計算書類等(決算)承認の件
// 監査報告の件



▲森重会計



▲金林会計



▲関 監事

ご祝辞

通常総会が終了して、来賓の皆様にご祝辞を頂きました。



東京上野税務署
吉村署長



東京都台東区事務所
小幡所長



一般社団法人上野青色申告会
屋代会長

第三部は 8 階「ザ・ルーキス」にて、懇談会が開催されました。

最初に佐藤会長の挨拶があり、続いて、来賓のご紹介、新入会員のご紹介をした後、乾杯のご発声は長澤常任顧問が担当され、上田常任顧問の締めくくりまで和やかに歓談が続きました。



ご来賓

公益社団法人上野法人会 第 13 回通常総会 ＜第三部＞

懇談会



司会
中立副会長



挨拶 佐藤会長



提携企業



東京上野税務署



中締め
上田常任顧問



乾杯
長澤常任顧問



新入会員のご紹介



TKK 東法連特定退職金共済会

特定退職金共済制度
DVD 視聴

6 月 11 日総会開始前に、公益財団法人東法連特定退職金共済会（当会の上部組織である東京法人会連合会が母体となり 52 年に設立された）「特定退職金共済制度」の DVD を映写しました。

※制度の特色：従業員のための退職金を計画的に準備できます。また、公益財団法人東法連特定退職金共済会の組織を通じて、退職金制度が確立でき、優秀な人材の確保、従業員の意欲向上、定着化に役立ちます。従業員のための退職金を計画的に準備できます。



公益社団法人上野法人会

女性部会 社会貢献活動

皆様のご厚意で沢山の切手、新品タオル等を頂きました。これからも続けてまいりますのでご協力お願い致します。

女性部会長 中村みさ子

ご協力ありがとうございました



源泉部会では、アルミ缶のプルタブ回収をし、車椅子に交換して寄贈するという活動を行い皆様のご協力のおかげで沢山の車椅子を寄贈することができました。

この度、都合によりこの活動は一旦中止させていただきます。今までご協力いただきありがとうございました。

源泉部会長 風間達郎

源泉部会 社会貢献活動

プルタブ回収
中止のお知らせ

令和5年度 第5回理事会

【と き】 令和6年3月21日（木）13：30～
【と ころ】 朝日信用金庫西町ビル7階

第5回理事会は、定足数理事42名中、出席者28名で過半数を超え成立。下記審議事項、「令和6年能登半島地震における被災法人会支援」について、上部組織である全法連の主旨に賛同し10万円の義援金を拠出することを諮り異議なく承認され、今後の予定等の報告がありました。

- (1) 令和6年度事業計画案承認の件
- (2) 令和6年度収支予算案承認の件
付議 資金調達及び設備投資の計画の件
- (3) 「利益相反取引」承認の件
- (4) 全法連「令和6年能登半島地震における被災法人会支援」について



令和6年度 第1回理事会

【と き】 令和6年4月25日（木）13：30～
【と ころ】 朝日信用金庫西町ビル7階

第1回理事会は、定足数理事42名中、出席者29名で過半数を超え成立。下記審議事項が全員異議なく承認された後、委員会、今後の予定等の報告がありました。

- (1) 令和5年度事業報告承認の件
- (2) 令和5年度計算書類等（決算）承認の件
同 監査報告の件



佐藤会長



吉村署長

令和6年能登半島地震被災法人会支援の御礼

第5回理事会にてご承認いただきました「令和6年能登半島地震における被災法人会支援」に対し、石川県法人会連合会より御礼状が届きましたので、抜粋し掲載させていただきます。

御 礼

この度は能登半島地震の被災者並びに被災地に対し、多大なるご支援、ご協力を賜り心より厚く御礼申し上げます。皆様から拠出していただいた支援金は輪島法人会と七尾法人会の口座に、全額振り込ませていただきました。ありがとうございました。

被災地は今もなお、上・下水道の復旧の目途が立たないなど極めて厳しい状況にあり、復興には相当な年数と多額な費用を要します。

引続き、皆様の温かいご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

12月の理事会において常任理事に一部変更がございましたので、改めてお知らせいたします。

常任理事

<<< 会長、副会長、常任理事 >>>

【会 長】

会 長 佐藤 一也

【副会長】

副会長 金海 幸男
副会長 石本 正義
副会長 馬目 卓
副会長 中立由美子
副会長 常見 英彦
副会長 伊藤 康博

【常任理事】

会 計 長岡 信裕
会 計 金林 健史
会 計 森重 伸悟
竹町支部長 礪谷 精彦
東上野支部長 尾高 光寛
上野支部長 太田 俊一
入谷支部長 竹田 雅之
金杉支部長 平野 雅俊
谷中支部長 佐藤 明人

総務委員長 永井 重孝
税制税務委員長 佐藤 学
組織委員長 上村 直裕
厚生共益事業委員長 富坂 伸吾
公益事業委員長 志賀 吉典
広報委員長 木村 雄二
青年部会長 長澤 知弘
女性部会長 中村みさ子

令和6年度 支部事業報告会

上野法人会各支部では、下記の日時において事業報告会を開催いたしました。各支部には、東京上野税務署より、それぞれ支部担当の法人統括官・高橋上席国税調査官にご臨席いただき、令和5年度の事業報告・決算報告、令和6年度の事業計画・予算計画が行なわれました。

竹町支部 令和6年5月23日(木) 10:30～台東地区センター



磯谷支部長

東上野支部 令和6年5月24日(金) 10:30～東上野地区センター



尾高支部長

上野支部 令和6年5月15日(水) 11:00～朝日信用金庫西町ビル



太田支部長

入谷支部 令和6年5月20日(月) 17:00～入谷区民館



竹田支部長

金杉支部 令和6年5月14日(火) 18:00～金杉区民館



平野支部長

谷中支部 令和6年5月24日(金) 18:00～山ぎし



佐藤支部長

研修会

「令和6年度 税制改正について」

竹町・東上野・上野・入谷・金杉の各支部では、東京上野税務署高橋上席国税調査官による研修会を開催し、今年度の税制改正について、重要なポイント等を解説して頂きました。

<講師> 東京上野税務署 法人課税第一部門 高橋上席国税調査官



支部・地区だより

竹町支部 御徒町一丁目地区
【徒一夜店】(杉山地区長)



令和6年5月11日(土) 徒一町会館前道路町内・近隣の子も達が多
数参加し、楽しみました。

東上野支部 東上野西町地区
【太郎稲荷神社初午祭】(岩井地区長)



令和6年3月17日(日) 太郎稲荷神社
晴天に恵まれ、無事初午祭
を終了することが出来ました。

入谷支部 中根岸地区
【子どもひろば】(竹田地区長)



令和6年5月11日(土)～12日(日) 防災ひろば根岸の里
天候に恵まれ、2日間で約500
名の子も達が来場しました。

本入谷地区
【バスハイクレイション】(矢部地区長)



令和6年4月7日(日) 首都圏外郭放水路と川越方面
5年ぶりの開催で40名が参加
し、楽しく交流ができました。

金杉支部 金杉仲通地区
【夏祭り税ってなんだ】(有賀地区長)



令和6年6月16日(日) 三島神社神酒所
参加した子ども達にお菓子和
税金についての冊子を配りました。

竜泉西部地区
【子どもまつり・みこし】(染木地区長)

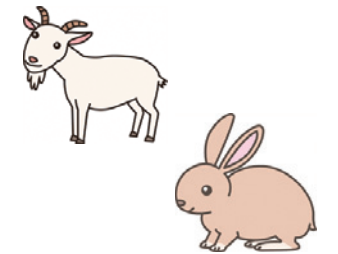


令和6年5月26日(日) 台東区竜泉1-18-10
子供御輿等に参加した子ども
達にお菓子を配りました。

谷中支部 谷中支部
【谷中子ども動物園】(佐藤支部長)



令和6年3月31日(日) 防災広場初音の森
小動物と触れ合ったりと親子
で楽しい1日を過ごしました。



谷中第一地区(佐藤地区長)
【餅つき大会】



令和6年3月24日(日) 特別養護老人ホーム谷中
ホームの職員、入居者と共
に楽しい交流が出来ました。

【防災訓練】



令和6年4月21日(日) 谷中2-1-14前道路
消防署、警察署等の協力を得
て有意義な訓練が出来ました。

【桜木まつり】



令和6年3月23日(土) 旧吉田屋酒店広場
フラダンスやトロンボーン演奏
等を楽しみました。

谷中第三地区(斉藤地区長)

【親睦旅行】



令和6年5月19日(日)～20日(月) 群馬県四万温泉
群馬県四万温泉で楽しいひ
とときを過ごしました。

広報誌春号に同封の「令和7年度税制改正に関するアンケート」のご回答を頂きありがとうございました。結果を基に税制税務委員長と税理士により意見を纏め、意見書を作成、集計と共に東法連へ提出しました。当会アンケート結果をお知らせいたします。(令和6年6月)

設問 1. 中小企業向け税制

- ・法人税の軽減税率の特例(15%)の本則化等 68%
- ・雇用拡大・賃金引上げを促進する税制の拡充 25%
- ・設備投資・研究開発を促進する税制の拡充 55%
- ・役員給与の損金算入の拡充 33%
- ・交際費課税の損金算入枠の拡大 30%
- ・欠損金の繰戻還付制度の拡充 28%
- ・その他 6%

設問 2. 法人関係 / 企業の賃上げ

- ・賃上げをする 40%
- ・賃上げを検討したい 21%
- ・賃上げは難しい 31%
- ・わからない 6%
- ・その他 1%

設問 3. 消費税 / インボイス制度①

- ・課税事業者であり、登録申請をしている 89%
- ・免税事業者であったが、登録申請をした 5%
- ・免税事業者ではあるが、これから登録申請をする 1%
- ・免税事業者であるが、登録申請をするか検討中である 1%
- ・登録申請はしない 3%

設問 4. 消費税 / インボイス制度②

- ・取引先が適格請求書発行事業者かどうかの確認作業 51%
- ・受領した請求書等がインボイスの要件を満たしているかの確認作業 50%
- ・インボイスの要件を満たしていない請求書等を受領した際の対応 41%
- ・会計帳簿の記入や会計ソフトの操作 34%
- ・従業員への社内教育・研修 13%
- ・事務負担の増加による人件費の負担増 15%
- ・インボイス処理に伴う設備等への負担増 11%
- ・特に問題なく対応できている 14%
- ・その他 2%

設問 5. 消費税 / インボイス制度③

- ・これまでと変わりなく取引を行う 47%
- ・課税事業者にならなければ取引は難しい 11%
- ・6年間の経過措置等が終了するまでは取引を行うが、その後については検討していない 25%
- ・取引をするかしないかについて検討していない 8%
- ・その他 5%

設問 6. 事業承継 / 後継者の決定状況

- ・子や子以外の親族に事業承継する 23%
- ・親族外に事業承継する 5%
- ・後継者は決まっていない 30%
- ・事業を売却する 2%
- ・事業承継はせず廃業する 6%
- ・当面、事業承継を行う予定はない 25%
- ・その他 9%

設問 7. 事業承継 / 事業承継税制

- ・これまでの改正で十分であり、当面は利用状況等を注視する 14%
- ・相続時精算課税制度など生前贈与制度の更なる拡充を求める 45%

- ・納税猶予制度の特例措置の更なる拡充・延長を求める 30%
- ・事業用資産を他の一般資産と切り離し、事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める 47%
- ・その他 12%

設問 8. 事業承継 / 相続税・贈与税納税猶予制度

- ・制度自体を知らない 45%
- ・内容が複雑すぎてよく分からない 43%
- ・認定申請書等の作成、手続きが煩雑 37%
- ・都道府県庁や税務署に一定期間ごとに報告・届出するのが手間 34%
- ・納税猶予を取り消された場合のリスクが大きい 11%
- ・納税猶予額相当の担保を提供する必要がある 7%
- ・時限措置であり、相続・贈与のタイミングが合わない 20%
- ・対応してもらえない専門家が少ない 5%
- ・その他 6%

設問 9. 地方税 / 固定資産税

- ・商業地等の宅地の評価方法を見直す 28%
- ・家屋の評価方法を見直す 22%
- ・償却資産(事業用資産)への課税は廃止を含めて見直す 52%
- ・免税点を大幅に引き上げる 31%
- ・わからない 17%
- ・その他 3%

設問 10. 行財政改革

- ・国と地方の役割分担の明確化と地方への権限移譲 19%
- ・公務員の人員削減および人件費の抑制 33%
- ・議員数の削減および歳費の抑制 79%
- ・議会のスリム化 39%
- ・客観的なデータに基づく政策立案とその効果検証 16%
- ・特殊法人や独立行政法人の見直し 38%
- ・デジタル化による業務改革 17%
- ・積極的な民間活力の導入 17%
- ・その他 4%

設問 11. 税と社会保障

- ・就業調整によって人員が確保できず困っている 8%
- ・就業調整による影響はあるが、何とか対応している 22%
- ・就業調整による影響はほとんどない 39%
- ・わからない 13%
- ・その他 17%

設問 12. 社会保険の適用範囲の拡大

- ・人材を確保するためにはやむを得ない 33%
- ・社会保険料の企業負担が増加するので反対である 38%
- ・わからない 17%
- ・その他 11%

設問 13. 国民負担率

- ・高すぎる 56%
- ・現状程度でよい 30%
- ・低すぎる 2%
- ・わからない 8%
- ・その他 4%

(回答数 236 回答率 8.9%)

令和7年度税制改正意見書

東法連の「令和7年度税制改正要望」策定に向けて、当会の提出した税制改正に関する要望は以下の通りです。

- ＜法人税＞ 中小企業向け軽減税率の特例である15%の本則化を望む
- ＜事業承継＞ 相続時精算課税制度など生前贈与制度の更なる拡充を望む
- ＜固定資産税＞ 償却資産（事業用資産）の課税は見直すことを求める

＜アンケートのまとめ＞

今年は残念ながら例年より回答が減少している。本年の回答数で一番多かったのは、問10の行財政改革の中の③「議員数の削減および歳費の抑制」、続いて問1の①「法人税の軽減税率の特例（15%）の本則化等」であった。順番に見ていくと「法人関係/企業の賃上げ」では「賃上げする」「賃上げは難しい」と反対の回答が上位を占め、二極化が進んでいる。「消費税/インボイス制度」では①の「課税事業者であり、登録申請をしている」が89%と高水準だが、問4では「取引先が適格請求書発行事業者かどうかの確認作業」「受領した請求書等がインボイスの要件を満たしているかの確認作業」が増加したとの回答が多く、予想以上に手間がかかっているようだ。

「事業承継」だが「後継者の決定状況」は答えが割れたが、「事業承継税制」では「相続時精算課税制度など生前贈与制度の更なる拡充を求める」「事業用資産を他の一般資産と切り離し、事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める」が目立ち、「相続税・贈与税納税猶予制度（特例措置）」は「制度自体を知らない」「内容が複雑すぎてよく分からない」が半分弱で、もっと周知する必要があるだろう。

「地方税/固定資産税」は「償却資産（事業用資産）への課税は廃止を含めて見直す」との要望が過半数をこえた。「税と社会保障」は「就業調整による影響はほとんどない」という回答が多かったが、「社会保険の適用範囲の拡大」は「人材を確保するにはやむを得ない」「社会保険料の企業負担が増加するので反対である」と意見が割れた。

最後の「国民負担率」は「高すぎる」が56%、「現状程度でいい」が30%であった。また、今回提出された意見はわずか10通であり、中小企業の現状が理解されていない、消費税のインボイス制度に対する批判、事業承継の今の制度では廃業が増えるのでは、国民負担率は租税、社会保障負担を一本化したりしてシンプルに見直すべきでは、といった意見があった。

今の政治を見ていると、国家をリードすべき人たちが自分たちの特権や世襲にこだわり、国のこと、国民のことを本当に考えているのか疑問を感じる。10年後の2030年代には日本でも約半数の仕事が消えるとも言われている。これはAIの発達（ChatGPT）などにより、その特性である「多くのデータを瞬時に集積でき、その処理能力の高さや正確性」により一般事務がAIに代替されるからだといわれている。そのような変化に適用できるのは、戦後世代の常識を捨て、新しいテクノロジーを使いこなす世代であろう。今後の活躍に期待したい。

（文・税制税務副委員長 栗原 茂）

委員会報告

令和5年度 第3回総務委員会

【とき】令和6年3月15日（金）11:00～
【ところ】朝日信用金庫西町ビル6階

総務委員会（永井委員長）では、委員会を開催しました。令和5年度第3回では、令和6年度事業計画案、令和6年度収支予算案承認の件等が議題となりました。

また、令和6年度第1回では、令和5年度事業報告、令和5年度収支決算報告承認の件等が主な議題となりました。

令和6年度 第1回総務委員会

【とき】令和6年4月16日（火）11:00～
【ところ】朝日信用金庫西町ビル4階



▲永井委員長

令和6年度 第1回厚生共益事業委員会

【とき】令和6年4月24日（水）11:00～
【ところ】朝日信用金庫西町ビル4階

厚生共益事業委員会（富坂委員長）では、委員会を開催し、令和6年度事業等について話し合いを行いました。



▲富坂委員長

源泉部会報告

公益社団法人上野法人会 源泉部会 第13回 報告会

[と き] 令和6年5月22日(水)
[と ころ] 朝日信用金庫西町ビル6階
11:30～第1部 報告会 12:00～第2部 昼食会



▲風間源泉部会長



(左から) 東京上野税務署
本間法二統括官、竹澤上席国税調査官

源泉部会(風間達郎部会長)では、東京上野税務署法人課税第二部門本間統括官、竹澤上席国税調査官ご臨席のもと「第13回報告会」が開催されました。報告会では令和5年度事業報告・決算報告、令和6年度事業計画・予算計画、役員補選報告が行われました。本間統括官よりご挨拶をいただき滞りなく報告会は終了となりました。

報告会

〈報告事項〉

- 第1号報告 令和5年度事業報告・決算報告
- 第2号報告 令和6年度事業計画・予算計画
- 第3号報告 役員補選の件

源泉部会 第1回研修会

「新任給与事務担当者向け源泉徴収のしかた」

[と き] 令和6年6月21日(金) 10:00～
[と ころ] 朝日信用金庫西町ビル6階
[講 師] 東京上野税務署 法人課税第二部門
竹澤香織上席国税調査官



昼食会

報告会終了後、昼食会を開催し、部会員の皆様と親睦をはかりました。



第1回 役員・実務担当者会議

[と き] 令和6年4月11日(木) 11:00～
[と ころ] 朝日信用金庫西町ビル4階

源泉部会(風間部会長)では、第1回役員・実務者担当会議を開催しました。第13回報告会等について話し合いを行いました。



女性部会報告

公益社団法人上野法人会 女性部会 第13回 報告会

[と き] 令和6年5月16日(木)
[と ころ] 朝日信用金庫西町ビル6階
11:30～第1部 報告会 12:00～第2部 昼食会

女性部会(中村みさ子部会長)では、東京上野税務署法人課税第一部門酒井統括官、高橋上席国税調査官ご臨席のもと「第13回報告会」が開催されました。報告会では令和5年度事業報告・決算報告、令和6年度事業計画・予算計画が行われました。酒井統括官よりご挨拶をいただき滞りなく報告会は終了となりました。

報告会

〈報告事項〉

- 第1号報告 令和5年度事業報告・決算報告
- 第2号報告 令和6年度事業計画・予算計画



中村女性部会長



中立女性担当
副会長



酒井統括官



昼食会

報告会終了後、昼食会を開催し、部会員の皆様と親睦をはかりました。



幹事会

第1回幹事会

[と き] 令和6年4月10日(水) 14:00～
[と ころ] 朝日信用金庫西町ビル4階



第2回幹事会

[と き] 令和6年6月17日(月) 13:00～
[と ころ] 朝日信用金庫西町ビル4階



中村部会長

女性部会(中村部会長)では、幹事会を開催しました。第1回幹事会では、第13回報告会について等を、第2回幹事会では今後の事業予定等について話し合いを行いました。

青年部会報告

公益社団法人上野法人会 青年部会 第13回 報告会

[と き] 令和6年5月21日(火)
[と ころ] 東天紅上野本店6階「ルナホール」
17:30～第1部 報告会 18:00～第2部 懇談会

青年部会(長澤知弘部会長)では、東京上野税務署法人課税第一部門酒井統括官・高橋上席国税調査官ご臨席のもと「第13回報告会」が開催されました。報告会では令和5年度事業報告・決算報告、令和6年度事業計画・予算計画、役員補選についての報告が行われました。役員補選では、新たに7名の方が幹事に選任されました。酒井統括官より御挨拶をいただき滞りなく報告会は終了となりました。



長澤青年部会長



常見青年担当
副会長



東京上野税務署
酒井法一統括官

第1回 役員会

[と き] 令和6年4月23日(火) 17:00～
[と ころ] 朝日信用金庫西町ビル6階
青年部会(長澤部会長)では、第1回役員会を開催しました。第13回報告会、令和6年度税金ジュニアスクール実施等について話し合いを行いました。



報告会

〈 報告事項 〉

- 第1号報告 令和5年度事業報告・決算報告
- 第2号報告 令和6年度事業計画・予算計画
- 第3号報告 役員補選の件

令和6年度役員

(敬称略)

担当副会長	常見 英彦	(株) ツネミ
顧問	榎井 正人	(株) 和光ハトヤ
会長	長澤 知弘	(有) 長澤商店
副会長	須賀 利光	(有) アダムスキヤ
副会長	吉田 斉史	(株) 千斗
副会長	谷貝 知紀	台東総合法律事務所
副会長	山田 正人	(株) 山陽エージェンシー
副会長	田中 勇	(株) セレナ
副会長	松岡 佳之郎	(株) グリン宝飾
副会長	関 謙	(株) 関マーク製作所
副会長	白倉 潤	(株) UMAIT
副会長	二谷 仁吾	(株) 小池屋
会計	若松 達也	(有) クレスト
会計	幸保 達司	(株) 丸 幸
会計	豊田 雄介	とよた社労士オフィス
幹事	石井 公崇	(有) 照 輝
幹事	長沼 雄三	幸和コーポレーション(株)
幹事	井田 齊昭	協育歯車工業(株)
幹事	川村 恭介	大同生命保険(株) 上野支社
幹事	中尾 信之	上野中央法律事務所
幹事	鈴木 利英	(株) 鈴木酒販
幹事	葵生 川 康弘	東洋ローブ(株)
幹事	舘 秀朗	(株) バンビ
幹事	藤井 勇人	(株) 時計美術宝飾新聞社
幹事	大越 賢治	(株) ウィルド
幹事	田巻 賢一郎	忍機工(株)
幹事	佐々木 直	N.S.コーポレーション(株)
幹事	長沖 浩嗣	(株) ラスカル警備
幹事	寺木 一真	(有) ジャパン・テナント・ケア
幹事	西口 智史	(株) 保険センター
幹事	馬目 勇	(株) 三 幸
幹事	井上 正大	(株) 上野不動産
幹事	(新任) 野川 真吾	(株) 癒し人
幹事	(新任) 宮本 大真	Japan Localized
幹事	(新任) 小泉 真隆	(有) 小泉桶甚本店
幹事	(新任) 政木 喜仁	東京貴宝(株)
幹事	(新任) 渡邊 晃弘	(株) エヌ・シー・エス
幹事	(新任) 山名 まや	(株) G・T・B・T
幹事	(新任) 原田 義治	(株) 原田製作所
監事	森 伸悟	(株) ユーワン
監事	八巻 千花	関東サービス(株)
監事	竹谷 宗二	(株) 多慶屋

青年部会 租税教室 「税金ジュニアスクール」



今年で21回目となる青年部会(長澤知弘部会長)主催租税教室「税金ジュニアスクール」は今年度も台東区内小学校で実施しています。5月に金曾木小学校、6月に黒門小学校、上野小学校、根岸小学校、忍岡小学校、谷中小学校、東泉小学校で開催しました。

- 金曾木小学校 令和6年5月9日(木) 10:25～11:10
- 黒門小学校 令和6年6月4日(火) 10:40～12:15
- 上野小学校 令和6年6月12日(水) 10:40～11:25
- 根岸小学校 令和6年6月13日(木) 10:40～11:25



忍岡小学校 令和6年6月14日(金) 10:40～11:25



谷中小学校 令和6年6月18日(火) 10:45～11:30



東泉小学校 令和6年6月20日(木) 10:35～11:20



広報委員の興味しんしん

上野と森鷗外

広報委員：中村みさ子



鷗外荘の門



文学碑



鷗外荘

森鷗外は上野花園町（現在の台東区池之端）にて文壇にデビューしました。処女作『舞姫』はこの地で執筆し明治23年1月に国民之友に発表されました。

森鷗外は文久2年、島根県の津和野で生まれて、10歳でドイツ語を学ぶために上京します。12歳で医学校の予科、今の東京大学に年齢を2歳水増しして入学しました。

その後19歳で卒業し、陸軍省、東京陸軍病院に勤務します。勤務してから4年後にはドイツ留学を命じられ、横浜港からベルリンに渡ります。ライプチヒ、ドレスデン、ミュンヘン、ベルリンで学び27歳で帰国します。

翌年、西周（にしあまね）の媒酌で、上野花園町に家を持つ男爵家、赤松登志子と結婚し、この家は森家になりました。幸田露伴や斎藤緑雨などもこの家に訪れ沢山の文学談義で盛り上がったそうです。

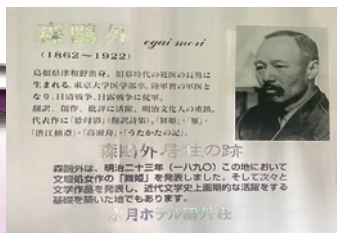
ここから無縁坂を登り不忍池を回り帰宅した散歩道は明治の終わりに、『雁』という小説の舞台になりました。そしてここで長男の於菟（おと）が生まれています。

鷗外はその後、千駄木に仮住まいをした後、観潮楼（現在は文京区立森鷗外記念館）に移ります。

小説家だけでなく軍医総監としても活躍した森鷗外は東京、京都、奈良などの国立博物館の館長を勤めています。

上野の東京国立博物館には現在も鷗外の部屋があった場所に看板が建っています。

明治19年に建てられた鷗外荘は根津神社に移築が決まり、築136年の釘を使っていない建物は新しい技術も加わり、これから先も沢山の人の見ていただけることでしょう。



森鷗外銘板



舞姫の間



縁あって根津神社に森鷗外旧邸を保存するため移築することとなりました。

この旧邸を根津神社の境内で後世に引き継いで行き、神社に参拝に来られた方々に鷗外の跡を感じる場所を提供できることは、大変意義のあることだと考えております。

進捗状況としては、ようやく建物の建築が始められる段階になってきました。造園の工事も進めてまいる予定です。一度解体した建物を現在の建築基準に合わせて修繕しつつ建築していくには、通常よりも長い期間を要します。

造園工事も含め、完成は2025年秋頃を予定しております。まだ少し先になりますが、完成まで随時進捗をご報告してまいりますので、見守っていただければと存じます。

根津神社ホームページより抜粋（許可を頂いて掲載しています）

<https://nedujinja.or.jp/crowdfunding/>

荻原博子氏 特別講演会 明日につながるマネー講座 ～おかねと生活と未来の話～

【とき】 令和6年3月11日(月) 18:00～19:30
【ところ】 東天紅上野本店 3F「鳳凰の間」



【講師】
経済評論家・ジャーナリスト
おぎわら ひろこ
荻原博子氏



経済評論家の荻原博子氏をお招きして、特別講演会を開催しました。会員・一般をあわせて250名ほどのご参加があり、大変ご好評をいただきました。



＜主催者挨拶＞
常見副会長

＜実務セミナー＞

e-Tax(電子申告)を体験しよう!

【とき】 令和6年1月25日(木)
14:00～16:00
【ところ】 朝日信用金庫西町ビル4階



【講師】 東京上野税務署 法人課税第1部門
高橋 智哉 上席国税調査官

東京上野税務署の担当官指導のもと、e-Tax(電子申告)を実際に体験して頂きました。

机まわりスッキリ 改革セミナー

＜管理セミナー＞

【とき】 令和6年1月19日(金) 14:00～16:00
【ところ】 朝日信用金庫西町ビル7階



仕事の効率化を図るためには机まわりの整理が欠かせません。今回のセミナーではそのコツと得られる効果についてレクチャーして頂きました。
【講師】
リソースナビ 代表
やまぐち かおり
山口 香央里氏

＜実務セミナー＞

本格施行後のポイント 電子帳簿保存法改正 の実務ポイント

【とき】 令和6年3月1日(金) 13:30～16:00
【ところ】 朝日信用金庫西町ビル7階



本格施行された電子帳簿保存法について、改めて確認しておきたいポイントなどを解説して頂きました。
【講師】
行政書士事務所 UMCサポート代表
特定行政書士
いけだ うみ
池田 有美氏

法人税・消費税 申告書の書き方講座

＜全2回連続講座＞

【とき】＜第1講座＞ 令和6年4月23日(火) 13:30～16:00
＜第2講座＞ 令和6年4月24日(水) 13:30～16:00
【ところ】 朝日信用金庫西町ビル4階



【講師】
税務研修会「法人税・消費税申告書の書き方講座」を開催しました。申告書作成における基本的な知識から、作成上の注意点などを演習問題形式で実践的に指導していただきました。
東京上野税務署
法人課税第1部門
高橋 智哉
上席国税調査官

＜実務セミナー＞

社会保険・労働保険の 実務ポイント

【とき】 令和6年5月21日(火) 13:30～16:30
【ところ】 朝日信用金庫西町ビル7階



【講師】
横浜リンケージ社労士事務所 代表
特定社会保険労務士
くらなか かずひろ
蔵中 一浩氏
実務セミナー「社会保険・労働保険の実務ポイント」を開催しました。講師の蔵中先生は、解説の分かりやすさに定評がある人気講師で、今回も多くの方にご参加いただき、好評を博しました。

エシカル消費



持続可能な開発目標(SDGs)の12番目は「つくる責任 つかう責任」
2015年9月の国連総会で決められた国際的な17の目標のなかにも、貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和的社会などと併せて、「持続可能な生産・消費体系の確保」が掲げられています。
(消費者庁エシカル消費特設サイトより)

未来事業(株) 管理栄養士
吉岡 美保

エシカル消費という言葉を知ったことがありますか？「エシカル (ethical)」とは「倫理的な」という意味です。

「消費」という行動は、食べることや使うこと、買い物など私たちの毎日の生活そのものです。

「エシカル消費」は消費者基本計画では「地域の活性化や雇用なども含む、人や社会、環境に配慮した消費行動」と定義されています。これは消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮し、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うことです。

エシカル消費は、SDGs (持続可能な開発目標) の17の目標のうち、目標12「つくる責任 つかう責任 (持続可能な生産・消費体系の確保)」に関連する取り組みです。

エシカル消費って、具体的にどんなこと？

私たちにできるエシカル消費は、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動です。これは、新しい特別なことではなく、以前から私たちが取り組んできたことです。

●買い物などでマイバッグを利用する

環境に関しての配慮のために、買い物などでマイバッグを利用するのも行動の1つです。

スーパーなどで買い物を行うとレジ袋を提供してもらえることがありますが、レジ袋はプラスチックで作られています。

近年、プラスチックごみによる環境問題は深刻となっており、海洋汚染の深刻化や地球温暖化の促進を引き起こしています。

私たちがマイバッグを持参することで、レジ袋を利用する機会は減り、レジ袋の消費が減るということはプラスチックごみの量も少しずつ削減することにつながります。

●リサイクル素材を利用したものなど環境に配慮した商品を購入する

リサイクル素材とは、廃棄する予定の製品を再利用して作られた素材のことです。

例えば、着なくなった古着などを裁断して繊維にし、改めて違った製品へと加工を行ったものなどを指します。このような素材を近年では「サステナブルな素材」とも呼び、環境へ負担の少ない素材として注目されています。

●必要な量だけを購入してフードロスを減らす

日本を含め、世界では大量のフードロスが生じています。

日本では年間約2,759万tの食品廃棄物が出されていますが、このうち食べられるのに廃棄されている食品は643万tにおよびます。

これは日本人1人あたりに換算すると、毎日約136g (お茶碗約1杯分) を捨てていることとなります。

フードロスは、世界には栄養不足や食糧不足で苦しんでいる人たちが多くいるため非常にもったいないという観点もありますが、廃棄にあたってのコスト問題や焼却時の環境破壊問題などにもつながっているのです。

このフードロスの問題は早急に対応すべきで、私たちでも身近なことから行動できるものとなっています。

例えば、食べきれない量の食材は買わず、少量パックなどを利用して必要な量だけを購入したり、購入したものはできる限り使い切るようにしたりなど、小さな行動や意識がフードロスの問題への対応となり得ます。

●地産地消を意識する

ある地域で作られたものを購入して消費することは、その地域に関する支援となります。それが自分の地域であれば、地元の生産者を応援することにつながり、地域の活性化に貢献できるでしょう。

また、遠方の地域から商品を輸送すると、運搬に伴う車などの温室効果ガスの発生や、コストの発生を引き起こしてしまいます。

また、違う国からの貿易による輸送も同じです。地産地消を意識すると、それらの課題を払拭することができ、環境にも良い影響を与えることが可能となるのです。

●売り上げの一部が寄付になる商品を購入する

自社製品の売り上げの一部を、環境問題などの解決のために活動する団体に寄付したり、被災地などへの募金に利用したりする企業も存在します。

そのような企業の製品を選ぶことは、間接的にその活動を支援することにもつながります。

また、被災地が宣伝している特産品や名産を購入して消費することで経済の復興を応援する方法もあります。東日本大震災など、日本は災害が多

い国となっており、各地に被災地が存在しています。そのような地域でつくられたものを購入して消費することは、被災地の人々を支援できる行動となり得るでしょう。

エシカル消費は企業が取り組むこともメリットが大きい

●企業のイメージアップにつながる

世界の人々や地球に対してプラスの影響を与える倫理的な行動をしている企業は、より良い未来のためにアクションを起こせる企業として、良いイメージを持たれるようになります。

企業が長期的に経営を行っていくには売り上げ・利益も当然重要ですが、社会全体から認められる企業としての体制づくりが重要となります。

エシカル消費によって、企業のイメージアップを行うことができ、信頼につながることから安定

的に顧客の獲得が期待できます。

また、社会的な責任を果たし、社会の課題解決に貢献することで、市場においての存在価値を高めることにもつながります。

存在価値が高まることで他社との差別化を行うことができ、顧客に選ばれる企業として確立できるようになるのです。

●地域の活性化に貢献できる

企業がエシカル消費を意識し、地元の材料を選んで名産品を作り、地元の業者と連携してビジネスを展開したりすることは、地域の活性化につながります。

企業によっては地域に密着しているケースも多く、地域の活性化は社会的責任を負う上で非常に重要です。地域の活性化に貢献することで、地域に密着したビジネスが成功し、社会全体からの評価が変わってきます。

<関連する認証マーク>

【エコマーク】



エコマークは、「生産」から「廃棄」にわたるサイクル全体を通して、環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられるマークです。

代表的な商品：文房具、日用品や家庭用品、衣服、家電、パソコンなど

【国際フェアトレード認証】



国際フェアトレード認証は、原料が生産されたから、輸出入、加工、製造工程を経て完成品となるまでの各工程で、国際フェアトレード基準が守られていることを証明するラベルです。フェアトレード商品を購入することで、生産者や労働者に適切な賃金が支払われ、発展途上国の人々が安心して生活できることへの貢献に携わることができます。

代表的な商品：チョコレート、コーヒー、オリーブオイルなど

【RSPO認証】



熱帯林の環境とそこに生息する生物の多様性に配慮し、生産者の暮らしを守ることが認められた商品に付けられます。

代表的な商品：パーム油、当該対象油を原料にした食品「カレー、カップ麺」

【有機JASマーク】



有機JASマークは農林水産大臣が定めた品質基準や表示基準に合格した農林物資の製品につけられるマークです。農薬や化学肥料などの化学物質に頼らず、自然界の力で生産された食品を表しています。

農産物、加工食品、畜産物などに付けられ、このマークが付けられているもののみ「有機」や「オーガニック」と表示をすることが可能となっています。

代表的な商品：牛肉、ハム、チーズなど

【GOTS認証】



GOTS（ゴッツ）認証は繊維製品を対象としたオーガニック認証です。ウールやコットンなどの原料自体がオーガニックであることだけでなく、加工する工程など消費者の手に渡るまでオーガニックな方法で生産されていることが保証されるマークです。

また、生産された環境が、安全な労働環境であることなどについても基準が設けられています。

代表的な商品：タオル、ベビー用品

【FSC認証】



FSC認証は、森林の管理が環境や地域社会に配慮して適切に行われているかどうかを認証するマークです。

森林を原料とした木材製品や紙製品などの製品についており、生産、加工、流通に至る全ての過程で環境や地域社会に配慮されているか、非常に厳しい基準が設けられています。

代表的な商品：ティッシュペーパー、ノート

【伝統マーク】



地域に根付き継承されている技術や技法、自然素材で制作されたことを国が指定した伝統工芸品に付けられます。

代表的な商品：有松・鳴海絞、尾張七宝など

【MSC海のエコラベル】



水産資源と環境に配慮した持続可能な漁業で取られた水産物に付けられます。

代表的な商品：鮮魚、缶詰、冷凍食品

日常生活の中に、少しでもエシカル消費などの行動を取り入れ、自分たちのためにもできることから始めていきましょう。

令和6年分所得税の定額減税について (給与所得者の方へ)

令和6年度税制改正により、令和6年分の所得税について定額による所得税額の特別控除（定額減税）が実施されることになりました。給与所得者の方に対する定額減税は、原則として、以下のとおり令和6年6月1日以後に支払われる給与等に対する源泉徴収税額から定額減税額が控除される方法で行われます。

今回、主に令和6年6月1日以後の給与等支払時に行われる定額減税についてご説明します。

○定額減税を受けることができる方

定額減税を受けることができる方は、次のいずれにも該当する方です。

- 令和6年分の所得税の納税者である方（居住者に限ります。）
- 令和6年分の所得税に係る **合計所得金額** が 1,805 万円以下である方（注）

（注） 合計所得金額が 1,805 万円を超えると見込まれる方についても、6月1日以後に支払われる給与等に対する源泉徴収税額から定額減税額が控除されます。この場合、年末調整又は確定申告において最終的な年間の所得税額と定額減税額との精算が行われます。

○定額減税額

定額減税額は、次のイとロの合計額です。

△ その合計額があなたの所得税額を超える場合には、その所得税額が限度となります。

- イ 本人（居住者に限ります。） 30,000 円
- ロ **同一生計配偶者又は扶養親族**（いずれも居住者に限ります。）1人につき 30,000 円

○実施方法

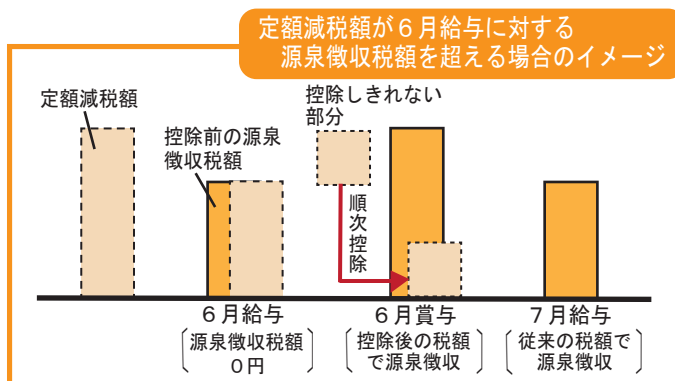
給与所得者の方に対する定額減税は、扶養控除等申告書を提出している勤務先において令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等（賞与を含みます。）に対する源泉徴収税額から定額減税額が控除される方法で行われます。

△ 6月の給与等に対する源泉徴収税額から控除しきれなかった定額減税額は、以後令和6年中に支払われる給与等に対する源泉徴収税額から順次控除されます。

なお、定額減税額は、勤務先に提出している扶養控除等申告書等に基づき計算されますので、申告書の記載漏れがないようにご注意ください。

※ 申告フローについては次頁をご覧ください。

△ 令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等の支払日以降に、同一生計配偶者等の人数に異動があった場合は、年末調整又は確定申告において最終的な年間の所得税額と定額減税額との精算が行われます。



* 留意事項 *

- 1 いずれの勤務先にも扶養控除等申告書を提出していない場合、勤務先において定額減税を受けることはできません。この場合、確定申告の際に定額減税を受けることができます。
- 2 給与に加え、厚生労働大臣等から公的年金等を受給している方は、公的年金等からの源泉徴収においても定額減税を受けることになりますので、給与等と重複して定額減税を受けることとなります。この場合、還付申告となる場合又は **年金所得者に係る申告不要制度** の適用がある場合で確定申告をしないときを除き、確定申告において最終的な年間の所得税額と定額減税額とを精算することになります。
- 3 令和6年分の所得税額から定額減税額（定額減税可能額）を控除しきれないと見込まれる場合は、控除しきれないおおよその額が市区町村から給付されます。各種給付及び定額減税の全体像等に関しては、内閣官房ホームページ「[新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置](#)」(外部サイト) をご確認ください。

用語の説明、個人住民税や給付金などに関する情報は、右の表の各リンク先からご確認ください。



所得税に関する情報・用語の説明

国税庁ホームページ



個人住民税に関する情報

総務省ホームページ (外部サイト)

個人住民税における定額減税について



給付金等に関する情報

内閣官房ホームページ (外部サイト)

新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置



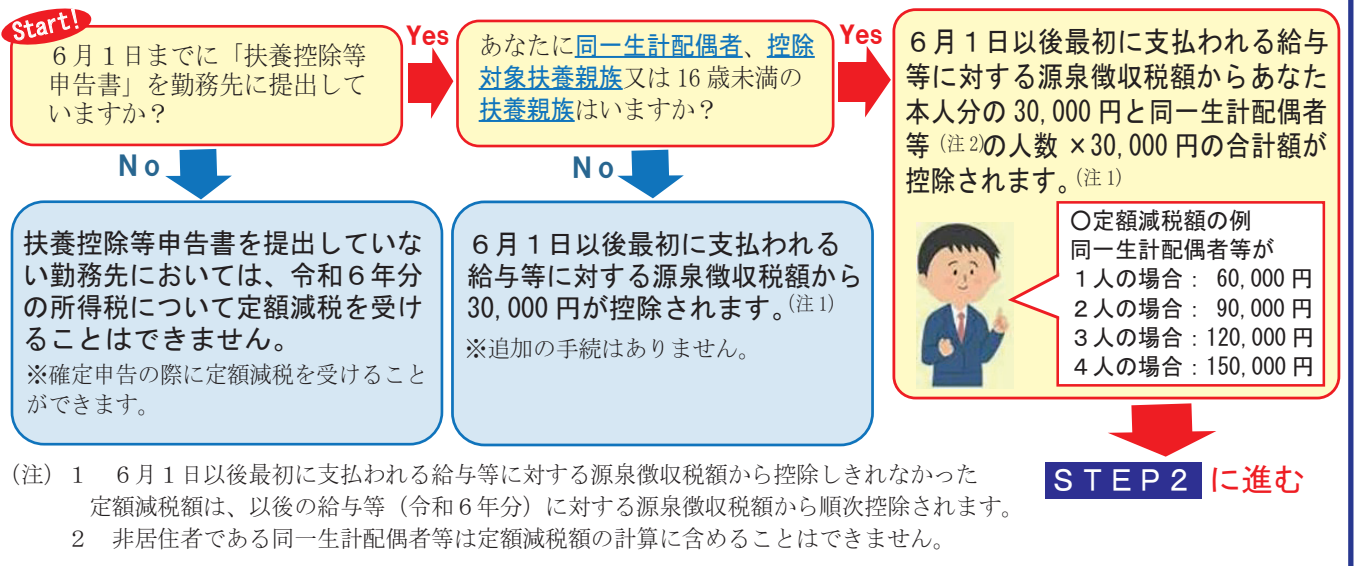
令和6年分所得税の定額減税のための申告フロー (給与所得者の方用)

会社などにお勤めの方の定額減税は、「**令和6年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書**」(以下「扶養控除等申告書」といいます。)を提出している勤務先において、令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等に対する源泉徴収税額から定額減税額が控除される方法で行われます。

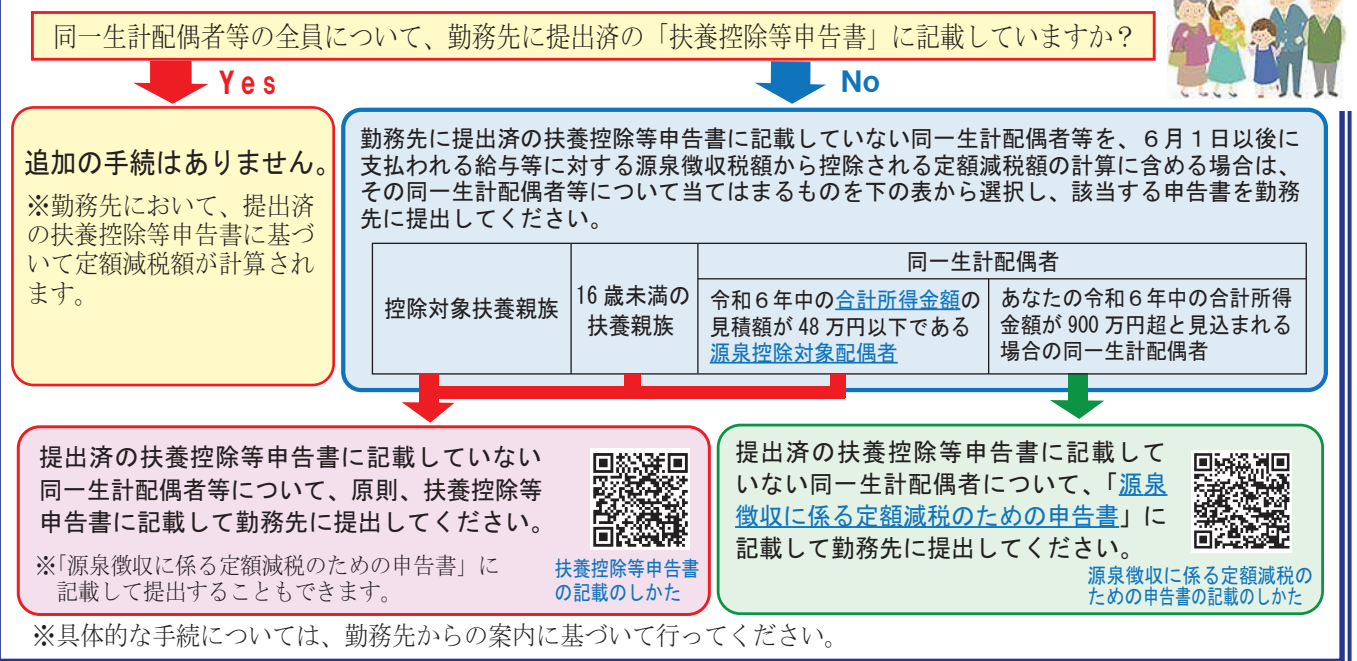
以下のフローチャートでは、ご自身の定額減税額や令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等に対する源泉徴収から定額減税を受けるために必要な手順をご案内しています。

※ 扶養控除等申告書等に記載していない同一生計配偶者や扶養親族については、あなたの定額減税額の計算に含めることはできませんので、記載漏れがないようご注意ください。

STEP 1 定額減税の対象・定額減税額の確認



STEP 2 必要な手続の確認



留意事項 令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等の支払日以降に、同一生計配偶者等の人数に異動があった場合は、年末調整又は確定申告において最終的な年間の所得税額と定額減税額との精算が行われます。

令和5年度 公益社団法人 上野法人会・女性部会 <税に関する絵はがきコンクール>

《表紙》 東京上野税務署長賞受賞：台東区立谷中小学校6年生 亀谷 明日香さん(令和6年2月21日現在)
一日税務署長 左から吉村東京上野税務署長・亀谷 明日香さん・佐藤会長(上野法人会)

■令和6年7月発行 ■発行人 広報委員会 委員長 木村雄二 ■発行所 公益社団法人上野法人会
(〒110-0015 台東区東上野1-2-1 朝日信用金庫西町ビル5階 TEL5818-1151 FAX5818-1141)

東京都台東都税事務所からのご案内

eLTAXによる 電子申告・電子納税 大変便利です！

eLTAXによるご利用の流れは、
同封のチラシをぜひご覧ください



金融機関に出向くことなく、
オフィスや自宅からPCで申告・納付！



口座を事前登録する**ダイレクト納付**
を利用すると、さらに簡単・便利！



令和5年4月からは、
クレジットカード納付にも対応！



複数の自治体に一括で納付が可能！

エルタックス
eLTAX

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

eLTAX操作の詳細は
こちらを読み取り →



従業員の退職金準備は

東法連特定退職金共済制度

東法連特定退職金共済制度が選ばれる7つの理由！

- その1 東京都内の事業所であれば企業規模を問わず加入できます
- その2 従業員のための退職金を計画的に準備できます
- その3 掛金は1人月額1,000円から30,000円まで設定できます
- その4 掛金は全額損金または必要経費に算入でき給与所得にもなりません
- その5 退職一時金は退職所得控除の対象になります
- その6 ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます
- その7 簡単な申込手続で加入できます

公益財団法人

東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となって1977年に財団法人として設立され、2012年10月に東京都知事の公益認定を受けて公益財団法人に移行しました。
- 所得税法施行令第73条に定められた「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けて共済事業を行っています。現在、約4,700社の事業所の皆さまにご利用いただいています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。

○このご案内は、2021年10月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。

○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企F-2021-0003(2021年10月27日)P6965

資料請求・
お問い合わせは

TTK

公益 東法連特定退職金共済会
財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03)3357-1641 FAX (03)3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp/>

